

消費者ネットワーク

2025年12月19日
第322号
 一般社団法人
 全国消費者団体連絡会
 発行責任者 郷野 智砂子
 TEL:03-5216-6024
 FAX:03-5216-6036



2025 年度会員団体交流会を開催しました

全国消団連は、消費者団体間をつなぐネットワーク組織として、各団体間の交流促進とともに、全国消団連も含む、消費者運動とそれを担う消費者団体の到達点と今後の在り方について、論議して整理してきました。

具体的には、2003年の国による「21世紀型の消費者政策の在り方について」のとりまとめを受けた「消費者運動ビジョン」(2003年)、2009年の消費者庁・消費者委員会創設を受けた「新・消費者運動ビジョン」として図式化文章化しました。

「消費者運動ビジョン」https://www.shodanren.gr.jp/about/pdf/111208_02.pdf

「新・消費者運動ビジョン」<https://www.shodanren.gr.jp/Annai/298.htm>

前回の整理より14年が過ぎ、「消費者を取り巻く情勢」や「脆弱性」論議にみられるような「消費者像」の変化をうけて、2025年度の活動方針として、全国消団連は今後の消費者団体の在り方について検討することを掲げ、地方で活動する会員団体のヒアリングと交流会を実施して、各地の声を集約し、今後の検討の土台としていくこととしました。

以上の趣旨で、11月28日（金）に2025年度の会員団体交流会を開催しました。

加えて、交流については、地方で活動されている団体の皆様の日常的な情報交換や協力関係の構築に資することを目指して、事前に活動紹介の書式をご提供いただきました。



もくじ

2025年度会員団体交流会を開催しました	1
10月10日はまぐろの日 !! 「水産資源学習会～おいしい天然マグロをいつまでも～」を開催しました	3
気候変動学習会を開催しました	5
意見を提出しました	8
世界の消費者情報「国際標準化への消費者参加～2025年COPOLCO総会	
消費者団体と市民社会の境界線は何か～」	11
消費者スマイル基金ニュース（11/17総会、助成報告会）	12
消費者庁新未来創造戦略本部たより	
「未来を担う若者からの「エシカル消費」提言」	14
会員活動報告（埼玉県消団連）／第64回全国消費者大会アーカイブ案内	15
会員活動予定／10月理事会報告／編集後記	16

消費者ネットワーク NO.322 (2025.12)

①日時 2025年11月28日（金）14時～16時10分

②会場 主婦会館プラザエフ5階会議室とウェブ会議システム

③出席 16団体19人（実会場5人ウェブ14人）

出席団体の内訳 ●地方消団連など各県ごとのネットワーク組織15

●ネットワーク組織も担う適格消費者団体1

④内容 14:00～14:10 開会 開会挨拶（全国消団連 郷野事務局長）

14:10～14:55 全体での交流 ○参加団体自己紹介

○活動紹介用紙集計結果報告と消費者運動ビジョン等の概要説明
(事務局)

15:05～16:00 意見交換（分散形式）

5人程度のグループを四つ作り、活動紹介書式で寄せられた、各団体の課題上位三つと全国消団連への要望をテーマに意見交換を行いました。

テーマ ①会員・会員団体の増加、活動参加者の増加 ②若年層への継承
③財政規模の維持・増加 ④全国消団連への要望

16:00～16:10 意見交換の内容についての全体での確認

四つのグループより、意見交換の内容を紹介いただいた、全体で共有しました。

⑤意見交換での特徴的な内容

○会員・会員団体の増加、活動参加者の増加と②若年層への継承について

個人会員に「くらしの豆知識」を送るなど会費以上のメリットを感じてもらう対応を工夫／会費を安くすると振込手数料の方が高くなるので、切手代用可としている／インターン生受け入れ始めた／消費者大会のテーマを自由に設定する（消費者視点から扱う）／高齢者こそリアルに集まらない

○財政規模の維持、増加

クラウドファンディング出来るほどのワクワクする取り組みは何か／県からの補助金がなくなった／行政からの支援があったが交付金が半減し、会場費は消費者団体、広報は県、と役割分担してイベントの経費節減

○全国消団連への要望

中央の団体としての役割を発揮して／財政的支援／各種情報提供／システム支援／パブコメひな型の提供／パブコメ募集情報の発信

⑥出席者アンケートより

参考になった点

●一番はグループ交流の時間、もう一つは「消費者運動ビジョン」・「新消費者運動ビジョン」の文書、今後継続して協議検討の時間を経て、現代に合った「消費者運動ビジョン」が求められているようにも感じました。

●消団連を構成する団体でも高齢化が進み、構成員の減少と後継者不足が課題となっている

●関心ごとも持つ個人と緩くつながるのも良いという考え方

●会員の増加、活動参加者の広がりという点で、司法書士や消費生活相談員などの専門集団との連携や大学生との連携などの点が参考になった。

●各団体とも運営について、同じ課題を持って運営していることが参考になりました。若年層への継承（大学生などへのアプローチ）や会員内の情報発信の仕方について参考になりました。

●各団体が取組んでこられた学習会や講演会のテーマ

今年の交流会に出席して、更に深めたかった点

●消費者運動と関わる（つながる）組織とのつながりの広げ方、その視点と意味について。

●講演講師の選定方法、アポイントの取り方など

●会員の増加、活動参加者の広がりという点では持ち帰る物があったが、もっと時間を掛けて交流したかったです。

●若者が活動する方法について

●会員を増やすにはどうすればいいのかなど。

●加入している団体の高齢化はどの地域でも課題となっている。消団連の活動を継続していくために参加団体の条件を見直していくべきなのか。個人会員や賛助会員の活動への参加の有無などを聞きしたかったです。



10月10日はまぐろの日!!

「水産資源学習会～おいしい天然マグロをいつまでも～」を開催しました

(一社) 責任あるまぐろ漁業推進機構 (OPRT) のご後援をいただき、今年も「10月10日はまぐろの日」にちなんで学習会を開催しました。水産資源の現状と持続的利用について、資源が急回復しているミナミマグロの魅力など、マグロを含めた水産資源の現状を学びました。

【日 時】 10月10日 (木) 14時00分～15時30分 [Zoomによるオンライン学習会]

【参加者】 55人

【内 容】 ●水産資源の持続的利用にむけて

講師：水産庁 加工流通課 課長補佐 吉川千景さん

●ミナミマグロは南半球の本マグロ

講師：鮮魚店「泉銀」店主、フィッシュロックバンド「漁港」ボーカル 森田釣竿さん

概要(事務局による要約)

I、水産資源の持続的利用にむけて

(講師：水産庁 加工流通課 課長補佐 吉川千景さん)

<海洋環境の変化が水産業に与える影響>

我が国の近海における海面水温は、100年間で1.28℃も上昇しました。陸だけではなく海も暑くなっています。近年、サケの不漁がメディアで報道されています。サケは川で生まれ、比較的冷たい海で成長し、再び生まれた川に戻る魚です。川から海に出た稚魚にとって快適な水温ではないことや、水温の上昇が影響してエサ環境が悪いこと等が、不漁の要因ではないかと考えられています。サンマは今年は豊漁、個体が大きかったと言われますが、資源が増えているわけではなく、海流の変化により、漁獲しやすい場所に漁場が形成されたことや、エサ環境が良くなったのではないかと指摘されています。このように、海洋環境の変化は、水産業、私たちの消費にも大きな影響を与えています。

では、魚が獲れないなら食べなくても良いでしょうか。魚を食べなくなると、需給バランスと連動して価格が下がり、漁業者の収入が減少します。結果として漁業者の高齢化や離職が進み、漁村の崩壊や関連する産業全体の衰退にもつながります。漁業は漁獲だけでなく、環境保全や海難救助など、多面的な役割を担っており、魚食の減少はこうした機能の衰退にも影響します。

<輸入・養殖に頼ればよいか>

世界の人口はどんどん増え、世界的に水産物の需要が増加しており、輸入依存はリスクが高まっていると言えます。また養殖について言えば、エサや種苗は天然魚が多いことや、養殖できる場所が限られていること等から、養殖で増やせる量には限界があり、輸入や養殖だけで解決できることではありません。したがって、日本周辺の天然資源をいかに持続的に利用するかが基本であり、獲り過ぎないよう漁獲量を管理することや、稚魚放流などの取り組みを組み合わせて実施することが不可欠です。

<マグロを巡る資源管理の成果>

クロマグロは資源管理の結果、増えている魚のひとつです。国別の漁獲量の上限設定という国際的な取組と、日本の漁獲量上限を遵守するための漁業者及び遊漁者への規制など、厳格な管理により資源が回復してきています。OPRTでキャンペーンを行っているミナミマグロも同様に、資源管理の結果、資源は回復傾向にあります。このように、資源管理が確実に成果を上げています。

また、ブリやシイラ(マヒマヒ)など、海洋環境の変化によって増えている魚もあります。このように、海洋環境の変化に合わせ、資源管理をしながら持続的に利用することが大切です。

<水産物の消費動向と課題>

食用魚介類の消費量は20年間で約4割減少し、肉類に比べて低下が顕著です。消費者へのアンケートでは75%の人が「魚が好き」と答えますが、実際の消費量は減っている状況です。理由は「価格が高い」「調理や後始末が面倒」「子どもが骨が多いことを嫌がる」こと等が挙げられています。マグロやサケなど骨が少なく比較的食べやすい魚は好きな魚として人気を維持しています。

一方で、産地では、海洋環境の変化に伴う分布域の変化等により、これまで主力としていた魚が獲れず、馴染みのない魚が獲れることや、食用になりづらい小型魚や複数魚種の混獲といった課題に直面しています。



<水産資源の持続的利用に向けて>

では、どうすれば水産物を持続的に利用しながら消費量を増やせるでしょうか。まずは水産資源が豊富にあることが基本となります。そして日本の水産業が健全であり若者がたくさんいて活気があること、日本の多様で豊かな食文化の維持のためにも輸入水産物が安定的に確保できること、これらが揃うことで水産物の安定的な供給の土台ができます。消費拡大につなげるには、楽しさ、健康面・環境面での健やかさ、そして何よりおいしさを体験できる機会、情報の提供が重要であると考えています。

消費者ができることとして、水産資源の持続性や環境に配慮した商品であることを示すMSCやASC等の水産エコラベル認証商品を選んで購入することで、消費者が間接的に資源管理や環境保全に貢献できることになります。

<水産庁の消費拡大の取り組み>

食の選択肢が多様化する中で、魚を選んでもらうきっかけ作りも必要です。水産庁は毎月3~7日を「さかなの日」、11月を強化月間として11/3~7日は「いいさかなの日」という取組みを展開しています。官民連携で消費拡大の取組みを行っており、2025/9月現在1072の飲食店やメーカー等、多様な団体が賛同メンバーとして参画し、新商品の開発やレシピ提案等さまざまな取組みを行っています。

<マグロ消費拡大のアイデア（私見）>

マグロは刺身や寿司など生食が主流ですが、消費量が増加しているサーモンは、多様なレシピ・調理法が人気の要因です。マグロ漁業の操業風景の動画は高い人気があることから、SNSやYouTubeで漁業現場を発信するなどして、ストーリーを伝えるとともに、食べ方のバリエーションを増やすことで消費拡大が可能だと考えます。また、模擬セリ体験や解体ショーなどの体験型イベントを通じて、消費者との距離を縮める取組みも有効だと考えます。ぜひ皆様からも、食べ方や売り方、体験の提案をお願いします。

II、ミナミマグロは南半球の本マグロ

(講師:鮮魚店「泉銀」店主、フィッシュロックバンド「漁港」ボーカル 森田釣竿さん)

★町のお魚屋さんの三代目店主である森田釣竿さんが営業中のお店からリモートでご登場し、魚の魅力を全力で発信してくださいました。(以下:事務局による概要)



- ・マグロといつても色々な種類がありますが、ミナミマグロ（インドマグロ）に強いこだわりと誇りをもって店頭に置いています。本マグロのほうがお客様の引きが強く、本マグロが一番だと思われがちですが、ミナミマグロも負けないくらいおいしいです。色変わりが早い、骨の入り方が難しいなどの理由で敬遠されがちですが、手間が掛かるところも含めてミナミマグロを推しています。
- ・ミナミマグロの特徴は、甘味が強くまろやかなこと、個体差もありますが本マグロより値段も安くお手頃だと思います。資源としても十分あり、胸を張ってお勧めしています。本マグロとミナミマグロを混ぜて「極上ミックス」として売ることによって違いが理解でき、マグロを理解してもらうことにもなっています。
- ・コノシロ、カッポレ、シイラ、エイなど認知度が低くて難しい、魚価のつかない魚なども店に置いてお勧めしています。一魚(いちぎょ)集中ではなく、色々な魚がおいしいし、楽しいということを、消費者にわかって欲しいというスタンスでやっています。
- ・「人は必ずしも魚を見て魚を買っていない、この人の魚を買いたいと思う」という言葉を信じています。話さないと伝わりません。一般に鮮魚売場はポップやラベルで産地や調理方法を示す場合も多いですが、距離感が否定できません。近い距離で熱量を持って話せば、お魚のビギナーの方にもわかってもらえます。どんな魚かをアピールし、見た目で驚いたり笑ったりしてもらいながら、食べられる驚き、食べての感動、それらを通して仲間を増やしていく。一人ひとりのお客様と本気でぶつかっていくことを大切に考えています。
- ・おいしさ、楽しさ、健やかさがあってこそその消費です。おしつけるだけではなく、売る側の熱量が大事なので、スーパーも量販店も、大きい店も小さい店も、愛を持って売っていくことが大事です。
- ・マグロは、赤身・中トロ・大トロがクローズアップされますが、脳天からほっぺた、目玉、えら、心臓、胃袋、尻尾など、捨てるところがありません。魚は殆どがそうであり、そういうことから命をおしえる必要があります。マグロの販売は、マグロだからこそアリティーもあり、解体ショーもあるように、色々な部位を食べることで、命を学び命を繋いでいくありがたさに直結している大切な仕事だと思います。
- ・マグロのおいしい食べ方のお勧めとして、一つはオリーブオイルと塩で食べるものの、もう一つは「塩マグロ」と言って、マグロのサクの全面に塩をして15~20分おき（塩で締める）、それを水洗いして水分を拭き取り食べる、これをぜひお試しください。これからもミナミマグロの魅力を発信していきます!

気候変動学習会

「この先どうなる？温暖化－“気候危機”の真相と対応策」開催報告

2025年2月に策定された「第7次エネルギー基本計画」及び「改定地球温暖化対策計画」により、日本における温室効果ガス削減の2035年目標（60%減）および2040年目標（73%減）が示されました。そのためにまず、2030年目標（46%削減、更に50%減の高みを目指す）を確実に達成することが求められています。

近年では、短時間の集中豪雨による被害の増加や、被害の深刻さが増しています。これらの現象と気候変動との関係を理解し、私たち一人ひとりが少しでも早く対策に取り組むことの意義について考える学習会を開催しました。また、家庭や地域でできる取り組み、そして太陽光発電に関する不安や疑問にもお答えいただきました。

【日 時】 10月30日(木) 14時00分～16時00分【オンライン学習会】 策

【講 師】 田中 稔さん（認定NPO太陽光発電所ネットワーク理事
環境省地球温暖化防止コミュニケーター）

【プログラム】 動画上映『気候変動と日本』(350ジャパン制作)
講演「この先どうなる？温暖化－“気候危機”の真相と対応策」
質疑応答

【参加者】 46人



概要(事務局による要約)

太陽光発電所ネットワークは、2003年に設立され、京都議定書の頃から温暖化対策として、個人ができる「ソーラー設置」を呼びかける活動を続けてきました。説明会や学習会を通じて、太陽光発電のメリット・デメリットも伝えています。この20年間、太陽光をはじめ、再生可能エネルギー※1（以下、再エネ）に関する制度の変化に対応しながら、最近では、温暖化による自然災害の増加を受けて気候危機のコトの重大性を伝えるセミナー開催や、政策提言や市議会への請願など、もの言う市民として、より積極的な行動も行っています。私は、2006年に温暖化を知り、一番身近にできる対策として、太陽光発電、太陽熱温水器を導入しました。そして電気、ガス、水道、車由来のCO2排出量を計算したところ、カーボンマイナス（排出より吸収が多い）を達成しました。つまり、17年前の技術でも家庭のCO2ゼロは可能だったということです。

※1：自然の力を利用して繰り返し使えるエネルギー。大規模水力発電を含む場合と含まない場合がある。

温暖化の影響：すでに起きている影響

温暖化の影響で、大きな災害だけでも、ほぼ毎年、起きるようになってきました。西日本豪雨を含め、2018年前後の被災者のインタビューをまとめた「気候変動と日本」という短編ドキュメンタリーを紹介します。

インタビューの中で、過去と現在の気候の変化や影響がいくつか紹介されました。

- ・昔はもうちょっと寒かった。取れる食べ物が減ったり、住める場所が減ったりしている。
- ・豪雨によって2階まで浸水して、田畠も全滅に近い状態になった。
- ・北海道では、昔はすごく生育が良い天然の昆布があったが今は養殖の昆布が70%ぐらいの割合。
- ・北海道の海が少し水温が上がると、ブリやマグロなどの温かい方の魚が北海道に長くいるようになるが元々、産地ではなかった北海道には漁獲枠が割り当てられていないので捕れない。
- ・北アルプスを望む大町市でも35℃超えの猛暑が続き、30℃超えではもうみんな誰も驚かない。
- ・近くの湖では冬に氷が張り、毎年穴釣りができるが、氷が張らなくなつてから20年以上になる。
- ・最近温度の上がり下がりが激しいため、弱層と呼ばれる。危険な雪崩の層が増えている。
- ・白化した珊瑚に藻や苔が付いて、ぼろぼろに崩れる、生き物も減ってしまう、またいくつかの気づきも語られていきました。
- ・気候変動によって自然災害だけでなく、食べ物が減ったりすることで食べ物の取り合いになつたり、戦争になつたりと社会にもっと緊張感を与えるようなインパクトを持つのではないかと心配している。
- ・地球を良くすることを考えている企業の商品を選び応援をするとか、気候変動対策に取り組む銀行を選ぶことで、自分が消費するエネルギー、自分が持っているお金がより良い方向に使われると思う。

2018年の西日本豪雨は中国、四国、九州、近畿の各地方に、「線状降水帯」が同時多発的に何箇所も発生し、特に岡山県は大きな被害を受けました。この時、テレビの災害報道では、「自然は脅威だ」とまるで避けられない天災であるかのような言い方で終わることがありました。これは100%天災じゃなくて、温暖化の影響もある人災の側面も見逃せません。

豪雨の発生にどう温暖化が影響しているのかを簡単に説明していきます。例えば気温が25°Cで湿度が99%の空気と10°C下がった15°Cでは含むことができる水蒸気の量が違うため、あふれた分の水蒸気が雨になります。これは温暖化と関係なく昔から続いている水蒸気の量と雨の関係ですが、同じ10°Cの差でも35°Cと25°Cではあふれて雨になる水蒸気量が多いです。昔よりもより暖かく、より水分を多く含んだ空気の気温が下がって雨になるので、豪雨になっているというような関係があるわけです。

また、台風は、熱帯で発生して強くなつた台風が日本に近づくにつれて弱くなり上陸するというパターンが今まで多かつたですが、2000年代以降、海面が30°Cぐらいあると、そこを台風が通る時に勢力が維持されたり、逆に強くなつたりすることが最近増えてきています。海水温の上昇で、強い台風が日本に迫ってくることにつながっています。

次に気温上昇の現状と未来についてです。実は地球全体の平均気温は実際はまだ1°Cちょっとしか上がっていません。正確には、2011年から2020年までの平均値が産業革命前と比べて1.1°C上がつたということです。ただ去年、一昨年は1.4°Cとか1.5°Cです。急に様子が変わって、90年代以降どんどん加速しています。このペースのままだと2100年にはどうなるのか、これについては5通りの予測があります。最も温暖化対策を一生懸命にした場合、産業革命後1.5°C以下で収まる可能性もまだあります。各国が日本を含め2030年削減目標を5年前に出していますが、これでは2°Cから3°C上がる見込みです。その目標すら達成できないと、これより高い3.5°Cとか4°Cということもあります。全く対策をしないと4.4°Cプラスマイナス1.3°Cという可能性もあります。つまり2100年に何度上がるかはまだ決まってないのです。ここは大事なところで、誰かがやってくれるのを待つのではなく、自分もその温暖化を止める主体になるんだという覚悟も含めて、この先はまだ決まってないから頑張って私の生活も1.5°Cを目指さなきゃダメだと受け止めいただければ幸いです。

温暖化の影響：今後の予測

近年、科学者たちは気候危機が深刻化していると警鐘を鳴らしています。我々の想像をはるかに超えたSF映画みたいな世界です。特に問題なのは**海面上昇**で、南太平洋の島国だけでなく、世界中の沿岸都市に影響を及ぼす可能性があります。北極の氷は海に浮かんでいるため溶けても海面は上がりませんが、**グリーンランド**や**南極**の氷は陸地にあるため、溶けるとその分だけ海面が上昇します。グリーンランドの分厚い氷層は厚さが平均で1700m、その氷が日本の国土面積の5倍ぐらいあります。様々な調査からグリーンランドの氷が溶けるのが加速しているといわれており、グリーンランドの氷がすべて溶けると海面が**約7メートル上昇**し、南極の氷もすべて溶けるとさらに大きな影響が出ると予測されています。さらに、地球上に一番たくさん氷があるのは南極で、グリーンランドの約9倍の氷があり、こちらも溶け始めています。これが現実になれば、**関東平野を含む多くの地域が水没**する恐れがあります。今のペースで溶解が進んだら、数百年か千年以上かかるかもしれません。それでも心配しなくてはならないのは、こうした変化には「**ティッピングポイント（臨界点）**」という概念があり、ある温度を超えると自然の回復が難しくなり、変化が止まらなくなる可能性があります。たとえば、永久凍土が溶けて**メタン**が放出されると、さらに温暖化が進みます。

また、温暖化には「**フィードバック効果**」という要因もあります。たとえば、ヒマラヤの雪が溶けて黒い岩が露出すると、太陽の熱を吸収しやすくなり、さらに温暖化が進むという悪循環が起こります。ヒマラヤの氷河や雪に覆われてる白いところは太陽光が9割反射していました。ところがこれが溶けて、黒っぽい岩肌が出てくると、今度は逆に9割ぐらい吸収します。つまり、地球が太陽から受け取っている熱量は一定ではなくて、黒い部分が多くなるほど増えて、それが温暖化を加速するわけです。温暖化が原因となってさらに温暖化を加速することがあります。フィードバック効果が循環して加速していくと、気候変動の影響が氷の溶解だけではなく、乾燥による森林の枯死などがドミノ倒し的に連鎖をして増えていくかもしれない。このような連鎖が進むと、気温が**4°C以上上昇**する可能性もあり、その引き金が**1.5°Cの上昇**だと言われています。今ならまだ止められるかもしれませんのが、この先3度4度と温暖化が進むと止められなくなるかもしれません。

温暖化対策

まずは世界の動向です。次にIPCC※2のレポートの提案を受けてCOP※3が毎年11月頃に行われています。2025年のCOPは30回目で、ブラジルで各国が2035年削減目標を出し合って、今後のことが話し合われます。

※2:「気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)」の略。温暖化対策に必要な科学的データをまとめている。

※3:「気候変動枠組条約締約国会議 (Conference of the Parties)」の略。各国の環境大臣、政治家が集まり、IPCCの報告をもとに世界の対策を話し合う会議。

1990年代からIPCCの報告が出ていましたが、各国の対応はバラバラでした。その後2015年のパリ協定で「気温上昇を1.5℃以下に抑える」という目標に合意し、アメリカや中国も含めて世界的に脱炭素への意識が高まりました。2023年のCOP28で、2035年の温室効果ガスを60%削減する目標や、再エネを3倍にするなどの目標では合意されていますが具体的な取り組みは1.5℃目標の達成にはまだ不十分です。国や地域、民間も含めた様々な取り組みが脱炭素革命という呼び名で進められています。日本はというと、2040年の電源構成の予想の計画というのが水力を含めた再エネ4割から5割です。水力を除くと30%から40%ぐらいになります。実は、ドイツやイギリスはすでに2022年時点で40%を超えています。国の事情の違いもありますけれども、日本はおよそ15年遅れています。今注目されているのは「ソーラーシェアリング（営農型ソーラー）」で、農地に太陽光パネルを設置しながら農業も行う方法です。農地に3メートルぐらいの支柱を立てて、パネルを間隔をあけて置いていく。そうすると、隙間の太陽光で下の農作物も育ち、太陽光で発電もできます。農業をやりながらソーラーの発電をすれば、発電コストも火力発電よりも安くなります。農地の20%で導入すれば、年間1兆kWhという日本の電力需要をまかなえる可能性があります。2030年、35年対策として、農地の10%ぐらいでソーラーシェアリングをやると、日本全体の電源の3割が貢献ますのでその分、石炭火力発電を減らせば電気由来のCO2の6割ぐらいを削減することが、技術的には可能です。

もう一つは、地熱発電です。地熱発電は世界の第3位の資源量がある反面、工期の長さや開発コストの大きさから本格的な開発が進んでいませんでしたが、流通業のノウハウを導入した事業開発などの動きも始まっています。そうやって出力調整ができる安定的な再エネを増やすことが真っ先の取り組みです。そうすれば再エネが増えた分どれかを減らせます。例えば温暖化対策最優先と考えると、火力発電、特に石炭発電を減らすことが考えられます。このように、再エネが増えれば火力発電を減らせますが、日本は石炭火力にアンモニアを混ぜてCO2を減らす対策を取りつつ、当面は継続する方針です。そのため、石炭全廃を目指す国際組織には参加できていません。世界が参加している脱炭素レースにまだ参加していないレベルの到達点です。

私たちにできること

気候変動対策として、まずは現状を正しく知ることが大切です。ティッピングポイントなどを学ぶことで、危機感を持つことができます。次に、省エネの工夫や住宅の断熱性能の見直しが効果的です。そして、再エネの利用も重要です。戸建てなら太陽光発電、集合住宅なら再エネ100%の電気を供給している電力会社への切り替えを検討しましょう。家庭からのCO2削減が、未来を守る一歩になります。

私たち一人ひとりが家庭でできる温暖化対策に取り組むことは大切ですが、家庭部門のCO2排出量は自家用車含めて全体の20%程度ですので、それだけでは1.5℃目標達成には不十分です。製造業(35%)、業務部門(17%)、運輸部門(13%)など、国全体での政策転換が必要です。国全体でCO2排出が一番多いのは製造業ですので、国全体のCO2削減対策を強化していくことが必要です。しかし、国の政策を変えるのは簡単ではありません。経済産業省は製造業寄りの政策を作る傾向があるため、市民の意見(パブリックコメントなど)だけで大きな変化を起こすのは難しいです。だからこそ、最終的には政治の力が必要になります。特定の政党にこだわらず、すべての議員に脱炭素を求めていくことが大切です。海面が何mも上昇するなど、とても大変なことが待ち受けていることが伝われば、政党問わず脱炭素を進めなくては、となると思います。まずは地域から始めましょう。地域でグリーンな人を増やし、グリーンな議員を送り出すことが国の政策転換につながります。例えば、ゴーヤ苗の配布会や親子向けのソーラーカー工作教室など、身近なイベントの中で温暖化について話す機会を作るのも効果的です。地域から脱炭素やってという声をあげて2/3か3/4ぐらいの自治体でグリーン化ができると、おそらく国の政策転換の展望も見えてくると思います。温暖化が大変だということと、地域の取り組みで可能性があるんじゃないかというようなことを伝えていただければと思います。

最後に、また、若者の声として2つの不公正が指摘されています。1つは、将来世代が過去のCO2排出の影響を受ける「世代間の不公正」。もう1つは、CO2排出が少ない途上国が大きな被害を受ける「国際的な不公正」です。途上国はあまりCO2を出してないのに治水インフラが弱く、先進国よりもより大きな被害が出てしまう。1人当たりで見ると、先進国8トンから11トンに対し途上国が1トンとか1トン未満、先進国の1/10とか1/20ぐ

らいしか出していません。その中で本当に先進国の責任というのも感じ取らないといけない。私たちは先進国としての責任を自覚し、目先の利益ではなく、未来のために賢い選択をしていきたいと思います。皆さんの周りの大事な人、地域から活動していただければと思います。

質疑応答

Q: 気候変動の原因は私たちですか。対策をお教えてください。

A: IPCCは、気候変動の原因が、人間が出す温室効果ガスということは、疑う余地がありませんとしています。

その主な要因は温室効果ガスの中でも二酸化炭素です。対策としては、再生可能エネルギー100%の電気にする、車を電気自動車とか燃料電池に変える、暖房とか給湯をガスから電気に変えて、かつその電気を再エネ電気にする。そうすれば、その分CO₂が減ります。もちろんソーラー設置も有効です。

Q: 太陽光パネルが耐用年数経過後にどういう処理がされているのでしょうか。

A: リサイクルが義務化されていないので、今はほとんど埋め立てられていて、近い将来大問題になると心配しています。働きかけを続けていましたが、費用負担で折り合いがつかず、今年度は法制化が見送されました。これは市民団体、消費者団体含めて他人事ではありませんので国への要求の1つとして掲げてほしいです。

Q: 石炭火力でなければならないのはなぜでしょうか。

A: 私も疑問です。ドイツは国内に石炭産業があり、そこの雇用対策で2038年まで残すと言っていますが、日本は商業ベースに乗っている炭鉱はありません。石炭の輸出輸入に関わっている商社、石炭を使う製鉄業が代替方法を見つけるまでは引き延ばしたいのかもしれません。

石炭は、保管がしやすい一方で出力調整は難しい。メリットデメリットある中で、現状311後に新增設された石炭火力設備を会計上、"座礁資産"にしたくないという事情もありそうです。

Q: 利用する金融機関を再エネに前向きな所に変えるのも有効かと思います。おすすめの金融機関はありますか。

A: A SEED JAPANという市民団体が、金融機関のエネルギーの取り組みに関する情報提供をしています。参考にしてください。

Q: 地域からグリーン化をとお話をいただきましたが、地域の議員の姿勢はどのようにして調べられますか。

A: 選挙前のアンケートなどは、1番答えてほしい人があまり答えない。対策は、低めの要望でいいので市議会へ陳情を出すと、ほとんどの人は退席しないで意思表示をしますので、個々の議員の賛否を広報で見える化できます。

「気候変動イニシアティブ」メッセージへ賛同しました

気候変動イニシアティブ(以下JCI)は、2018年7月に、気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、NGOなどの国家政府以外の多様な主体で情報発信や意見交換を強化するため、ゆるやかなネットワークとして、105団体の参加で設立しました。その後も、宣言「脱炭素化をめざす世界の最前線に日本から参加する」に賛同し、脱炭素社会の実現に向けた真剣な取り組みを進める企業、自治体、団体、NGOなどに参加の呼びかけを続けています(2025年10月27日現在、12の消費者団体を含め851団体が参加)。全国消団連は、JCIが2021年4月に「パリ協定を実現する野心的な2030年目標を日本でも」を発信する際にJCIに参加し、これまで4件のメッセージに賛同しました。

今回、JCIからの「気候変動アクション日本サミット2025宣言【脱炭素社会への移行をリードする—私たちは、決して止まらない—】」への賛同呼びかけに応え、10月23日に賛同しました。この宣言は、11月7日(金)開催の「気候変動アクション日本サミット2025」において334の賛同団体一覧とともに公表されました。

気候変動アクション日本サミット2025宣言 脱炭素社会への移行をリードする—私たちは、決して止まらない—

気候変動イニシアティブに参加する私たち日本の非政府アクターは、2030年を超えて、1.5°C目標が実現された未来をつないでいくため、気候危機の克服に挑戦し続けることを約束します。

今こそ、エネルギー効率化と再生可能エネルギー拡大を最大限に加速し、国内外のあらゆるステークホルダーとの連携を強化し、脱炭素社会へのゆるぎない移行をリードします。

「特定商取引法改正を検討する場を速やかに設置することを要望します」の意見を提出しました

全国消団連は、2023年6月15日に「特定商取引法の速やかな抜本的改正を求める意見書」を提出しました。

今回、消費者庁「デジタル社会における消費取引研究会」報告書と内閣府消費者委員会「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」報告書の取りまとめを受けて、全国消団連では11月4日に、あらためて特商法改正について速やかに検討の場を設けることを趣旨とした意見を「消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長、国民生活センター理事長」に提出しました。

特定商取引法改正を検討する場を速やかに設置することを要望します

デジタル技術の急速な進展により、消費者取引の形態も劇的に変化しています。消費者は日常的にインターネットを介した取引を行っていますが、デジタル化は消費者の利便性に影響を及ぼした一方で、新たな取引形態が生まれ、これまででは想像できなかったようなトラブルや不利益を被るケースが頻出して、消費者被害は複雑化・深刻化しています。現行の特定商取引法では十分な消費者保護が困難な状況であると考えます。消費者庁は、不適切な広告等を行っている通信販売業者への行政処分等を行い、消費者に注意喚起を実施していますが、ここ数年、消費生活相談件数は年間約90万件で推移し、昨年では「インターネット通販」約24万件、「定期購入」約9万件、60歳代以上では「訪問購入」など、また20歳代では「マルチ取引」が、他の年代に比して割合が高くなっています。

消費者庁は「デジタル社会における消費取引研究会」報告書を2025年6月にまとめ、デジタル社会の特性とリアルでの消費取引との相違点などが報告されました。

報告書に記載の通り、消費取引のデジタル化により、個別化された商品・サービスでの販売手法（パーソナライズド・マーケティング）など、これまでの通信販売規制では捉えきれない課題があります。加えて、定期購入トラブルでは、消費者が定期購入であることを認識しないまま商品を注文してしまうことや、解約しようにも事業者と連絡が取れないなど、いわゆるダークパターンと呼ばれる手法が多用されています。

加えて、最近の特徴的な被害として、高齢者宅を訪問し、不要な屋根工事や外壁塗装工事を勧誘して、ずさんかつ高額な費用を請求する事例や、SNSを契機として勧誘される詐欺的な投資取引が連日報道されています。

これらの被害は、消費者のリテラシー向上を推進するだけでは防げません。悪質な事業者を排除できる社会構築のための法整備が必要であり、そのために、消費者保護強化の観点から特定商取引法の見直しが急務であると考えます。

「デジタル社会における消費取引研究会」報告書では、「消費者が「納得感」を持って取引に参加することができる消費取引市場の形成を目指す」ことが打ち出されました。また、内閣府消費者委員会の「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」報告書では、多様な脆弱性を有する消費者が安心して安全に取引できる環境整備を法制度の目的にとらえるとしています。いずれの報告書も、現行制度の限界と消費者被害の未然防止・迅速な救済のための対応の必要性を示していると考えます。デジタル取引の進展と消費者被害の実情に鑑みて、特定商取引法を柔軟かつ実効性のある内容に速やかに改正するべきであると考えます。

そのために、消費者庁には、一刻も早く検討の場を設けることを強く要望いたします。

以上

「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関する意見を提出しました

公益通報者保護法の一部を改正する法律が、今年6月4日に成立しました。公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第11条第4項では、同条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関する意見を提出します。

「公益通報者保護法第 11 条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関する、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する告示(案)」を作成し、この件に関する意見募集が行われました。

全国消団連では以下の意見を作成し、12月8日に提出しました。

「公益通報者保護法第 11 条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関する、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に対する意見

意見1：第2 用語の説明について

「不利益な取扱い」とは、～の例示として、「・精神上・生活上の取扱いに関する事（事実上の嫌がらせ等）」がありますが、嫌がらせの内容や程度はそれを受けた個人で異なり、実態は曖昧で判断が難しいと考えます。通報者を特定しないことは言わずもがなですが、実際の職場では「誹謗中傷を受ける」「他の職員からの分断と孤立化」「担当業務外し」「過重業務の付加」「力量に見合わない業務への担当替え」「業務も含む職場生活上の必要な情報からの遮断」など、様々な内容の発生が考えられます。

解説などに、想定される具体的な事例をより多く記載することで、事業者が予防的に対応すべき内容を明確化できると考えます。

意見2：第4 内部公益通報対応体制の整備、労働者等に対するその周知その他の必要な措置

3 (3) 労働者等に対する周知に関する措置等、(5) 従事者に対する教育に関する措置について
労働者等に対する周知について様々な事項の記載があります。公益通報者保護法の十分な理解には、事業者トップからの繰り返しの発信と共に、仕組みや指針の内容についての研修を定期的に実施することが必要です。公益通報者保護法が円滑に運用されることで、コンプライアンス経営は一層強化されると考えます。

また、公益通報対応業務従事者においては、守秘義務に加えて、積極的傾聴など、様々なスキルが求められると考えられます。

そこで、いずれの措置においても、指針または解説により具体的な内容を例示する必要があると考えます。

意見3：全体について

公益通報は実名での通報だけに限定はしていません。匿名での通報では調査などに苦慮されることはあるが、通報者が匿名で通報できることで、通報のしやすさがあるかと考えます。

消費者庁の「公益通報者のQ&A」の質問項目の最初がまさしく「匿名」での通報で、その記述は以下の通りです。

「Q1 匿名で公益通報をすることはできますか。

A 本法は対象となる通報を顔名(実名)の通報に限定しておらず、匿名であっても、本法に定める要件を満たしていれば公益通報をすることができます。

ただし、例えば、通報先が匿名の公益通報者との連絡手段を有していないような場合には、通報先から調査結果や正結果の通知を受けられないため、匿名で公益通報を行う際には、通報先からの連絡を受けられるようにするなど留意が必要です。

なお、実際に不利益を受けた場合に本法の規定による保護を受けるためには、裁判所等で自らがその公益通報をした者であることを明らかにすることが必要です。」

通報者の安全が守られ、安心して通報できるために、匿名通報を可とする場合の具体的な要件を指針の中に明記して、事業者の理解促進に資することが必要であると考えます。

以上

国際的な製品およびサービスの貿易が急速に拡大する中で、消費者向けの製品やサービスに関する国際標準および国内標準の重要性は、これまでになく高まっています。標準化団体は従来、産業界の代表者を中心に構成されており、供給者の視点から標準化作業が行われてきました。こうしたことから消費者のニーズは後回しにされがちであるにもかかわらず、消費者の標準化への参加によって、これまで多くの重要な貢献と成果がありました。国際・国内の規格は、消費者を含むすべての利害関係者の合意に基づいて策定されることが望ましく、特に消費者向けの製品やサービスに関しては、消費者は最も重要な利害関係者であり、これらの製品やサービスの標準を策定する過程には、消費者代表が参加することが不可欠です。

しかし実際は、消費者代表は、財政的な制約や技術的な専門知識の不足などの理由により、標準化の策定過程に参加するうえで困難に直面します。こうした困難に対処するために、ISO や日本規格協会のような規格開発組織は、消費者の標準化活動への参加を奨励し、支援する必要があります。

今回の総会（2025年5月19日～23日、イギリス・ロンドンで開催）では、①既存の「消費者団体」と環境団体や動物愛護団体等を広く包含する「市民社会（civil society）」の違いに関する議論と、②若者消費者の標準化への参加について話題があがりましたので、この2点についてここで紹介します。

① 「消費者の声」 vs 「市民社会（civil society）の声」に関する議論

標準化のプロセスに参加している多くの消費者団体は、戦後の消費者運動を担ってきたいわゆる「伝統的な（traditional）」消費者団体が多く、今回のCOPOLCO総会では、新しい視点やより広いニーズを汲み取るために積極的に「under-represented stakeholders」（代表性が低い利害関係者）を取り込んでいくべきではないかという議論がありました。つまり、既存の消費者団体ではカバーできない分野を取り扱う市民社会の声を標準化に反映させる必要があるのではないか、という問題提起でした。

しかし、そもそも「代表性が低い利害関係者」とは何かというところが明確ではありませんでした。会場では「エネルギー問題」「動物福祉」「環境問題」「人権問題」等が挙げられ、これらを専門的に運動する団体などが例示されました。この点について、多くの会場参加者から慎重論が述べされました。既存の「伝統的な」消費者団体の多くは、デジタル・エネルギー・動物福祉・環境・人権を広く運動の対象としています。ですから新たな視点を盛り込むために新たな団体を招くという考え方自体がおかしいのではないか、と主張する人が多くみられました。この議論は、1週間の総会を通じて、各所で取り上げられたテーマであり、参加者から高い関心が寄せられていました。参加者から「現状の体制でも、各国の消費者団体を通じて市民社会のニーズは十分に反映されているであろう」という意見があがり、会場の大方がこの認識に相違がないことが確認されたが、総会では結論を出すことは延期し、引き続き検討することが議事録に残されました。

確かに、近年は消費者問題が多様化・複雑化しており、カバーすべきテーマがとても広くなっています。特にデジタル分野では、デジタル権利を扱う専門的な団体が多く設立されています。2026年総会でも、本件は引き続き議論されることになりますので、続報をお待ちいただければと思います。



②若者消費者を標準化活動へ 「NEXTgen プログラム」

オーストラリアでは、若手消費者を対象に、標準化に関心をもってもらうための施策が講じられています。Standards Australia の「NEXTgen プログラム」と呼ばれるこの施策は、専門分野で 5 ~ 7 年の経験を持つ人で、これからの規格開発分野に貢献する可能性のある人を対象とした、無料の 6 か月間のプロフェッショナル育成プログラムです。このプログラムは、新産業分野や新技術の専門家に対し、国内・国際的な標準化プロセスに関与する機会を提供するものです。参加者は、標準（規格）の世界（それがどのように作られ、どのような影響を持ち、そして最も重要なこととして、それらの開発にどう関わることができるか）ということを深く学ぶ機会となっています。本プログラムは年に 1 回開催され、非常に人気が高いため競争率も高く、プログラムに参加できる人は選考に合格した人に限られます。

日本ではこうしたプログラムが無く、若者が標準化に関心を寄せる機会が非常に少ないです。総会から帰国してすぐに、日本でもオーストラリアのような先進的な取り組みについて検討してみてはどうかと日本規格協会に伝えました。標準化のプロセスは消費者ニーズを産業活動に反映する重要な機会です。標準化に消費者視点をインプットできる人材の育成と、若者の参加促進は、日本でも今後の大きな課題です。



＜オーストラリアのプログラムの様子＞

認定 NPO 法人 消費者スマイル基金ニュース

●第9回通常総会・助成事業報告会を開催しました

当基金は消費者団体訴訟等支援法人の認定を受けてから2年目を迎えるにあたり、消費者庁より受託する支援業務を拡充してきました。具体的には、COCOLiS ポータルサイト利用普及のための相談員向け学習会の実施をすすめました。また、消費者団体訴訟制度成果事例集の制作準備を進めています。支援業務の他に「AIを用いた不当契約条項の情報収集等」の調査を消費者庁より受託、実施しました。助成事業については、(特定) 適格消費者団体等への助成事業等に加え、テーマを設定してのクラウドファンディングでの寄付を原資として、今回は「悪質な訪販リフォーム被害防止」をテーマで活動する団体への助成を行いました。また、事業者にも参加を呼びかける消費者志向経営セミナーの第2回目を「安全・安心なネット取引」をテーマに実施し、好評でした。

2024年度は、個人正会員70名、団体正会員22団体、賛助会員団体49団体、寄付金総額793,752円となり、2023年度の寄附金総額658,493円を上回りました。ご支援をいただきました皆さんに感謝申し上げます。

1. 第9回通常総会

2025年11月17日(月)、主婦会館プラザエフ5F会議室において、消費者スマイル基金第9回通常総会を開催し、議決権総数93個中、68にご出席いただきました。2024年度事業報告・決算報告承認の件、役員補充選任の件(理事1名)、役員報酬規程改定の件及び2025年度役員報酬支給総額承認の件の各議案をご承認い

ただきました。なお、本総会で、内田 雅之様（司法書士、日本司法書士会連合会 常任理事）が理事を退任されました。また、新たに斎藤 毅様（司法書士、日本司法書士会連合会 常任理事）が理事に選任されました。



2. 助成事業報告会

通常総会終了後、午後6時30分より消費者スマイル基金 助成事業報告会が開催されました。当日は、消費者庁より堀井 奈津子長官、黒木審議官、古川消費者制度課長、新津同課長補佐にご参加いただき、オンライン会議システムの一般参加を含め、計67名が参加されました。



まず、堀井長官からご挨拶をいただきました。当基金に対し、適格消費者団体の活動を持続可能にする重要な役割を果たしており、特にCOCoLiSポータルサイトの運営支援は、制度の理解促進に貢献していると評価いただきました。そして、法改正に伴う新たな支援法人制度対応を通じて、消費者支援を強化するなど消費者団体訴訟制度の担い手である団体への支援に感謝の言葉をいただきました。また、消費者庁として超高齢化やデジタル取引の拡大など社会変化に対応するため、法制度改善に向けた議論を進める方針であること、消費者行政の発展に向けて引き続き連携を深めていくことを述べされました。

助成事業報告会では、第一部で「自由診療に係る差止請求の取組み」、第二部で「被害回復訴訟の展開」の二つのテーマを取り扱いました。

第一部では、消費者被害防止ネットワーク東海より「消費者契約法に抵触する美容整形クリニックの同意書への申入れについて、消費者機構日本からは「再生医療等自由診療行為に係る景表法・優良誤認表示の差止請求」についてのご報告をいただきました。それぞれ、美容整形クリニックの不当な同意書文言の削除要請申し入れ事案と、再生医療クリニックの誤認広告に対する差止請求訴訟で、いずれも事業者側が適格消費者団体の働きかけにより申し入れ・請求に応じ、消費者被害の拡大を防ぎました。

第二部では、消費者機構日本より「電力小売業者に対する電気料金の不当利得返還義務の確認訴訟」、消費者支援機構関西と埼玉消費者被害をなくす会の2団体からは脱毛エステ契約の被害回復裁判についてご報告いただきました。報告会では不当利得返還請求訴訟で係争中（報告時点）の3件、電力会社の不当値上げ、倒産した脱毛エステの信販会社への訴訟、エステサロンのアフターサービス内容の一方的変更に関する訴訟が紹介され、団体による集団的救済の重要性が示されました。

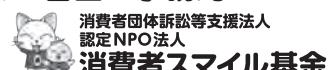
最後に当基金の石戸谷豊副理事長より「消費者被害救済の意義を“破邪顕正”に例え、特に美容医療や再生医療広告、電力小売、脱毛エステなどの分野での差止請求や被害回復訴訟の重要性が増してきていることを強調しました。適格消費者団体の活動は全分野にわたり、法秩序の維持に貢献しており、今後も行政の財政支援と環境整備、連携が不可欠である。」との閉会挨拶で終了しました。

※助成事業報告会資料はこちら⇒<https://www.smile-fund.jp/meeting/index.html#m8>

【連絡先】消費者団体訴訟等支援法人 認定NPO法人 消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115

e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>



消費者庁新未来創造戦略本部より

未来を担う若者からの「エシカル消費」提言

消費者庁新未来創造戦略本部

令和7年11月17日、消費者庁において、徳島県内の大学生による「エシカル消費」に関する提言が手交されました。本取組は、令和元年のG20消費者政策国際会合を契機に開始した「とくしま国際消費者フォーラム」の流れを汲む徳島県の事業である「県内大学と海外大学とのオンライン交流事業」の一環として行われたものです。

今年度のテーマは「持続可能な未来へつなぐ、エシカル消費の“実践”～『宣言』から『提言』へ～」ということで、徳島県内・海外の大学生たちが自ら議論を重ね、具体的な提言としてまとめていただいたものです。

当日は、鳴門教育大学、四国大学、徳島文理大学、徳島大学の学生に加え、アドバイザーを務められていた横浜国立大学の西村名誉教授、龍谷大学のカライスコス教授らにも来庁いただきました。そして、学生たちから消費者庁長官への提言の手交が行われました。

各大学の提言の内容を一つ一つ詳細に御紹介はできませんが、鳴門教育大学からは、エシカル消費に関する教員研修の充実など消費者教育の観点からの提言がありました。四国大学からはエシカルを学んだ大学生が小学生にエシカル消費を教える仕組みなど、消費者教育の循環モデルが提案されました。徳島文理大学からは、食品表示の見直しやローリングストックの普及、大学内の資源循環促進などの取組が示されました。徳島大学からは、地域の高齢化や交通手段の減少による購買不平等の解消を目指し、移動販売サービスの拡充など、地域課題に即した提言がなされました。

こうした提言を受けて、長官からは「若者自らが社会課題を自分事として捉え、日々の暮らしの中でどのような行動ができるのかを考えてもらうことは重要」とのコメントがありました。

続けて、第2部として、エシカル消費を担当する消費者教育推進課や新未来創造戦略本部との意見交換を行いました。大学生が各提言内容について発表を行い、これらに対して消費者庁の担当者がフィードバックやコメントをする形で進められ、学生にとっても知見を深めてもらえる機会になったと思います。

最後に、今回の経験が参加した学生の皆さんにとって今後の学びや行動の糧となれば幸いです。そして、持続可能な社会の実現に向けて、未来を担う若者が自ら課題を見つめ、考え、行動するというこのような機会が広まることを期待しています。



● ● ● 会員活動報告 ● ● ●

埼玉県消費者団体連絡会の活動を紹介します

第61回埼玉県消費者大会を開催し、全体会に280人、午後二つの分科会に200人が参加しました

10月30日(木)、「誰一人取り残さない社会を目指して ～くらしも活動も平和であってこそ～」を大会スローガンに、第61回埼玉県消費者大会がさいたま市文化センター(さいたま市南区)とオンラインで開催されました。

開会にあたり、20の実行委員会団体の紹介、高田美恵子実行委員長のあいさつがあり、今大会は実行委員会団体が3月から毎月集まって記念講演や運営などについて、ひとつひとつ話し合って作り上げてきたこと、また、埼玉県からの後援と補助金を活用して開催していることを報告しました。

次に、来賓の堀光敦史埼玉県副知事から、大野元裕埼玉県知事のメッセージを代読いただきました。

記念講演では、俳優の斎藤とも子さんに、「今 わたしが伝えたいこと」と題して講演いただき、38歳の時に出演された舞台をきっかけに出会った被爆者との交流の中で、世界がどんどん広がり、今までずっと支えられてきたと話されました。

実行委員会で話し合いを重ねて確認した「実行委員会報告」「埼玉県への要請書」の主要な内容についての報告、そして全体会の最後に「大会アピール(案)」が提案され、拍手で確認されました。

午後は、「環境:ゼロカーボンって何? ～よい環境を残すためにわたしたちができること～」「消費者課題:おしゃて、どんなトラブル増えてるの? ～最近の事例から～」の2つの分科会が開催されました。

詳しくは、埼玉県消団連ホームページをご覧ください。

https://www.skenren-coop.jp/siryou/old/main/sho_dantai/



実行委員長あいさつ



記念講演 斎藤とも子さん

【お知らせ】第64回全国消費者大会のアーカイブ配信のお申込み受付中です

11月29日(土)、第64回全国消費者大会を開催しました(主催:第64回全国消費者大会実行委員会)

現在、アーカイブ視聴のお申し込みを、メールで受け付けています。(お申込締切:12月28日(日)、視聴期間:2026年1月5日(月)まで)

お名前(団体所属の方は団体名)、メールアドレス、電話番号、をご記入の上、webmaster@shodanren.gr.jpまでお申し込みください。

会員団体の活動紹介 (1月の活動予定)

*詳細は各団体にお問い合わせください。終了している企画が含まれる場合があります。

会員団体名	月 日	行 事・活 動
コンシューマーズ京都 (075-251-1001)	2026年 1月27日 (火) ①10:00~11:30 ②14:00~16:00	消費者力パワーアップセミナー 「シニアライフをより豊かに快適にし、「安心」を手に入れよう!」 【講座①】 「これから」の人生を自分らしく彩る「終活」 講 師 : 金森茂也さん 金融経済教育推進機構 (J-FLEC) 講師 【講座②】 初心者のためのスマホ・ケータイ安全教室 (体験型) 講 師 : KDDI株式会社認定講師 会 場 : コープ御所南ビル4階会議室 (京都市中京区) ①のみオンラインあり ②は会場のみ 定 員 : ①会場20名 オンライン100名 ②会場20名 申込期間 : 1月5日 (月) ~1月23日 (金)

第4回理事会報告

- 開催日時: 2025年10月17日 (金) 15:00~16:50
- 開催場所: ZOOM開催 5階会議室 (ハイブリッド開催)
- 出席者: 理事総数19人中16人 監事総数2人中2人
- 協議事項: ①協議事項1 環境・エネルギーに関する課題について (福島第一原発視察について、ほか報告2課題) ②2026年度予算概算要求について (消費者庁・消費者委員会、生成AI抽出消費者政策に関する全機関)、地方消費者行政をめぐる動向について、特定商取引法改正運動の状況と今後の動きについて、消費者契約法と消費者法制度のパラダイムシフトについて、個人情報保護法の改正について情勢報告、ほか報告5課題)
- 報告事項: ①食に関する課題について (4課題)、②全国消団連 専門委員会の活動について、③全国消費者大会について、④消費者スマイル基金活動報告、⑤政府審議会等対応状況、⑥機関会議報告等

編集後記

全国消団連には都道府県域で活動されている 25 の団体が参加されています。これまで東京に集まっていたことが大半でしたが、11月以降、各団体を地元にお訪ねして、組織運営や日常的な活動、課題などについてお話を伺っています。様々な実践を伺う中で、消費者団体の役割を表す言葉として、「つなぐ・つなげる・つながる」「結ぶ・取り結ぶ」「もやい・もやう」が浮かんできました。全国消団連結成 70 周年を来年に控える中で、各地での実践を基にしながら、これから消費者団体像を会員団体の皆さんとともに整理していきたいと思っています。2025 年もいよいよ年の瀬。これまでの全国消団連へのご厚情に感謝申し上げるとともに、2026 年もご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。(しいみい)

